

「産婦健康診査」費用の助成を 始めました

産後はホルモンバランスの変化により、心身に不調が起こりやすく、誰でも「産後うつ」になる可能性があります。産婦健康診査を受けて、産後の体調をチェックしましょう。

対象 栃木市に住民登録があり、4月1日以降に産婦健康診査を受診する方
※妊娠届を提出済みの方には、出産予定日をもとに受診票を送付しています。お手元に届かない場合は問合先へ。

助成回数 産後2週間と産後1か月の合計2回

助成金額 各5,000円
※助成金額を超えた分は自己負担になります。

問合先 健康増進課 ☎(25)3512



産後ケア事業を始めました

「出産後、自宅へ帰っても育児や家事を手伝ってくれる人がいなくて不安」「出産と育児の疲れから体調がよくない」など、特に支援が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、市が委託する病院や助産所において「宿泊」や「日帰り」で授乳指導や育児指導を受けることができます。

対象 栃木市に住民登録のある4か月未満のお母さんと赤ちゃんで、家族から家事・育児等の支援が受けられず、次のいずれかに該当し、支援が必要と認められた方。
○出産後の回復に不安がある方
○育児に対する不安が強い方
○日常生活に対する不安が強い方 など
※医療行為が必要な方は利用できません。



利用料 所得に応じて、自己負担があります。詳しくは、問合先へ。

問合先 すこやか子育て相談室 ☎(25)3505

4月からの後期高齢者医療保険の 保険料率等のお知らせ

保険料率は、高齢化や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることとなっています。

平成30・31年度の保険料率等については、次のとおりです。

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	43,200円	43,200円 (変更なし)
所得割率	8.54%	8.54% (変更なし)
賦課限度額	570,000円	620,000円

平成30年度の軽減措置

【所得の低い方への軽減措置】

- ・総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されていましたが、その軽減がなくなります。
- ・均等割額の9割、8.5割軽減の特例措置は、平成30年度においても継続されます。
- ・均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が27万円から27.5万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が49万円から50万円に変わります。

【被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置】

- ・均等割額が7割軽減から5割軽減に見直されます。なお、【所得の低い方への軽減措置】の9割、8.5割軽減に該当する方は、そちらが受けられます。所得割額は今までどおり、賦課されません。

問合先 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028-627-6805(代表)

おたふくかぜ予防接種の助成を拡充します

4月から、助成回数を1回から2回にし、5歳までだった対象年齢を、小学校就学前までに広げました。

対象 1歳から小学校就学前までのお子さん

助成回数 2回

助成額 1回接種につき3,600円を助成(変更なし)

受け方 予診票を発行しますので、母子健康手帳と印鑑をお持ちの上、受付窓口へ。

受付窓口 健康増進課(栃木保健福祉センター内または市役所2階)各総合支所市民生活課

問合先 健康増進課 ☎(25)3511



65歳以上の方の介護保険料を 改定しました

介護保険制度は、国、県、市の負担金(税金)と、40歳以上の方が負担する保険料をもとに運営されています。

市では、65歳以上の方の保険料額を、今後3年間の保険給付の推計から保険料基準月額を5,600円に設定し、保険料の改定を行いました。また、所得に応じた負担の公平を図り、所得の少ない方の負担軽減を図るため、保険料率の段階を12段階に細分化しました。

保険料の通知に関しては、広報とちぎ7月号でお知らせします。

問合先 地域包括ケア推進課 ☎(21)2251

2018年度～2020年度の保険料額

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方・老齢福祉年金の受給者で世帯が全員市民税非課税の方・市民税非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.5 (軽減後) (×0.45)	33,600円 (軽減後) (30,240円)
第2段階	・市民税非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.65	43,680円
第3段階	・市民税非課税で課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	基準額×0.75	50,400円
第4段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.85	57,120円
第5段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	基準額	67,200円 (月額5,600円)
第6段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.2	80,640円
第7段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額×1.3	87,360円
第8段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.5	100,800円
第9段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	117,600円
第10段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.0	134,400円
第11段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.25	151,200円
第12段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.50	168,000円

※第1段階は、公費の導入により0.5から0.45に軽減されます。
※「その他の合計所得」とは合計所得金額から年金収入に係る雑収入を除いた額。
※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除、給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。
※各段階とも租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。